

Crisis Management / Sustainability Newsletter

2025年3月19日

欧州委員会によるオムニバス法案の公表—CSDDD の簡素化について



弁護士 御代田 有恒
TEL. 03-6266-8989
aritsune.miyoda@morihamada.com



弁護士 田中 亜樹
TEL. 03-6266-8919
aki.tanaka@morihamada.com



弁護士 塚田 智宏
TEL. 03-6213-8115
chihiro.tsukada@morihamada.com



弁護士 齊藤 理木
TEL. 03-5220-1925
rick.saito@morihamada.com



弁護士 田代 潤奈
TEL. 03-5220-1935(東京)
+65-94-327-9330(バンコク)
junna.tashiro@morihamada.com

I.はじめに

2025年2月26日、欧州委員会は、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(Corporate Sustainability Due Diligence Directive(CSDDD))や企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive(CSRD))などの規制の簡素化を目的とした「オムニバス法案」を公表しました¹。

オムニバス法案は、各種規制の重複などに伴う企業負担を少なくとも25%(中小企業は35%)軽減することにより、EU企業の競争力を強化することなどを目標に掲げており、これが実現されれば年間約63億ユーロの管理コスト削減と、約500億ユーロの公的および民間投資能力の追加が見込まれるとされています。

¹ [欧州委員会プレスリリース](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

オムニバス法案による簡素化の対象となる CSDDD は、日本企業を含む一定規模の企業に対して人権・環境デュー・ディリジェンス(以下「DD」といいます。)を義務付けるとともに、義務違反に対する制裁や民事責任などを定めています²。オムニバス法案では、後述のとおり、CSDDD 適用開始時期の延期や、企業の義務の縮減をはじめとする提案がなされており、欧州議会および欧州理事会における議論を経て採択されるか、今後の動向が注目されます。

本ニュースレターでは、オムニバス法案の中でも CSDDD の改正提案について解説いたします。なお、便宜上、[COM/2025/80 final](#)をオムニバス 1-1 と、[COM/2025/81 final](#)をオムニバス 1-2 といいます。

II. オムニバス法案の概要

1. 適用対象企業

(1) 適用対象企業の要件

オムニバス法案では、CSDDD の適用対象となる要件の変更を提案しておりません。したがって、従前どおり、一定企業規模以上の企業が対象となり、具体的な要件は、EU 域内企業と EU 域外企業で区別されており、それぞれ下記のいずれかの要件を 2 年連続にわたり満たす企業が適用対象企業となります (CSDDD2 条)。

	EU 域内企業	EU 域外企業
①	従業員数が平均して 1,000 名を超え、かつ、全世界の年間純売上高が 4 億 5,000 万ユーロを超える企業	EU 域内の年間純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ超の場合
②	連結ベースで①の閾値を満たすグループの最終親会社	連結ベースで①の閾値を満たすグループの最終親会社
③	EU 域内でフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社であり、EU 域内でのロイヤリティが 2,250 万ユーロを超え、かつ、全世界の年間純売上高が 8,000 万ユーロを超える企業	EU 域内でフランチャイズまたはライセンス契約を締結している企業またはグループの最終親会社であり、EU 域内でのロイヤリティが 2,250 万ユーロを超え、かつ、EU 域内の年間純売上高が 8,000 万ユーロを超える企業

² CSDDD の概要は、[CRISIS MANAGEMENT/SUSTAINABILITY NEWSLETTER 2024 年 7 月号](#)を参照ください。
当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(2)金融機関について

CSDDD では、金融機関(regulated financial undertakings)については、バリューチェーン(chain of activities)の上流(調達など)を DD の対象としつつも、バリューチェーンの下流は DD の対象外としておりました(CSDDD 前文(26))。ただし、CSDDD は、施行後 2 年以内に、金融サービスの提供および投資活動に関して金融機関を規制するための追加的な DD 義務を課す必要性などについて、報告書を欧州議会および欧州理事会に提出するよう欧州委員会に求めており(CSDDD36 条 1 項)、金融機関に対する例外を見直す可能性を明示的に留保していました。

これに対し、オムニバス 1-2 は、CSDDD36 条 1 項の削除を提案しており(オムニバス 1-2 第 4 条)、オムニバス法案が採択されれば、金融機関のバリューチェーンの下流は将来的にも DD の対象外とされる可能性が高まると考えられます。

2. 国内法制定および移行期間の延長

オムニバス 1-1 は、適用対象企業による十分な準備期間を与えるために、まずは EU 加盟国による国内法制定化までの期間の延長を提案しています。CSDDD 上、EU 加盟国は CSDDD 施行後 2 年以内(2026 年 7 月 26 日まで)に国内法を制定することとされていますが(CSDDD37 条)、オムニバス 1-1 は、同期間の 1 年延長(2027 年 7 月 26 日まで)を提案しています(オムニバス 1-1 第 2 条)。

そのうえで、オムニバス 1-1 は、企業への適用開始期間を下表のとおり提案しています(オムニバス 1-1 第 2 条)。

<オムニバス法案上の移行期間>

適用開始時期	EU 域内企業	EU 域外企業
2028 年 7 月 26 日より	適用対象企業①・②(※)のうち、従業員数が平均 3,000 名超および全世界の年間純売上高 9 億ユーロ超の EU 域内企業 (CSDDD16 条に基づく CSDDD 遵守に関する報告および公表義務は、2029 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より開始)	適用対象企業①・②のうち、全世界の年間純売上高 9 億ユーロ超の EU 域外企業 (CSDDD16 条に基づく CSDDD 遵守に関する報告および公表義務は、2029 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より開始)
2029 年 7 月 26 日より	上記以外の適用対象企業 (CSDDD16 条に基づく CSDDD 遵守に関する報告および公表義務は、2030 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より開始)	

※「適用対象企業①・②」は、前記「(1)適用対象企業の要件」の表中の①・②に対応しています。

(参考) <CSDDD 上の移行期間(37 条)>

適用開始時期	EU 域内企業	EU 域外企業
2027 年 7 月 26 日より	適用対象企業①・②のうち、従業員数が平均 5,000 名超および全世界の年間純売上高が 15 億ユーロ超	適用対象企業①・②のうち、EU 域内での年間純 売上高が 15 億ユーロ超
2028 年 7 月 26 日より	適用対象企業①・②のうち、従業員数が 3,000 名超および全世界の年間純売上高 9 億ユーロ超	適用対象企業①・②のうち、EU 域内での年間純 売上高が 9 億ユーロ超
2029 年 7 月 26 日より	上記以外の企業	上記以外の企業

3. 対象となる負の影響の範囲

CSDDD では、自社・子会社の事業における負の影響だけではなく、バリューチェーンから生じる実際のまたは潜在的な負の影響も対象となっております(8 条・3 条 1 項(g))。

これに対し、オムニバス 1-2 では、バリューチェーンのマッピングを実施した後は、DD の実施を自社、子会社および直接取引先(direct business partners)の事業から生じる実際のまたは潜在的な負の影響に原則として限定した上で(オムニバス 1-2 第 4 条 4 項(a))、例外的に、間接取引先(indirect business partners)において負の影響の存在を示唆する確かな情報(plausible information)がある場合には当該取引先における負の影響も対象とすることを提案しています(オムニバス 1-2 第 4 条 4 項(b))。

また、中小企業への負担が過度にならないよう、オムニバス 1-2 では、企業が上記バリューチェーンのマッピングを実施する際、従業員が 500 名未満の直接取引先に対して徴求できる報告事項を [Directive 2013/34/EU](#) の 29a 条が言及するスタンダードで特定された情報に原則として限るとしています(オムニバス 1-2 第 4 条 4 項(d))。

4. DD 義務の内容

CSDDD において定められている DD 義務は以下のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① DD の企業方針などへの統合・DD 方針の策定(7 条) ② 実際のまたは潜在的な負の影響の特定・評価(8 条) ③ 潜在的な負の影響の防止・軽減(10 条) |
|---|

- ④ 実際の負の影響の終了・最小化(11条)
- ⑤ 苦情処理メカニズム(14条)
- ⑥ モニタリング(15条)
- ⑦ DD 結果の公表(16条)

また、企業は、実際のまたは潜在的な負の影響の特定・評価や潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の終了・最小化などの一部の DD の過程において、ステークホルダーとの協議(consultation of stakeholders)を行うことが原則として義務付けられています(13条)。

オムニバス 1-2 は、こうした、企業が負う DD 義務の内容について、下記のとおり軽減する方向での修正を提案しています。

(1) 必要なビジネス関係の終了義務の削除

CSDDD において、企業は、潜在的な負の影響の防止・軽減または実際の負の影響の終了・最小化を行うことができないなど一定の場合には、最後の手段(as a last resort)ではあるものの、ビジネスパートナーとの新たな関係の構築または既存の関係の拡張を避けなければならない場合(refrain from entering into new or extending existing relations with a business partner)、さらにはビジネス上の関係を終了しなければならない(terminate the business relationship)場合もあることが規定されています(CSDDD10条6項、11条7項)。

オムニバス 1-2 では、このうち、ビジネス上の関係を終了する義務を削除しています(オムニバス 1-2 第4条5項)。これは、企業によっては少数のサプライヤーに特に依存した事業を行っていることもあることを考慮しています。サプライヤーの事業活動が、児童労働や著しい環境破壊など、深刻な悪影響に関連しており、企業がこれらの影響に対処するための DD の措置を尽くしても奏功しなかった場合には、企業は、最後の手段として、取引を一時停止する一方で、一時停止によって増大した影響力を可能であれば利用して、サプライヤーと解決に向け協働を継続すべきとしています。(オムニバス 1-2)。

そして、オムニバス 1-2 では、最後の手段(as a last resort)として、①負の影響が生じた又は生じたバリューチェーン上のビジネスパートナーとの新たな関係の構築、または既存の関係の拡張を避けること、②関連するビジネスパートナーとの関係の準拠法上認められる場合、成功する合理的な期待がある限り、具体的な負の影響に対する強化された防止行動計画(enhanced prevention action plan)を遅滞なく採用し実施すること、③関連する活動に関してビジネス上の関係を停止することによって、その影響力を行使又は強化することを規定することが提案されています(オムニバス 1-2 第4条5項および6項)。また、オムニバス 1-2 では、強化された防止行動計画(enhanced prevention action plan)の成功が合理的

に期待できる限り、取引を継続したという事実のみをもって企業が責任を問われることはないという点を追加することも提案されています(オムニバス 1-2 第 4 条第 5 項および第 6 項)。

(2)ステークホルダーとの協議義務の縮減

上記のとおり、CSDDD は、企業が一連の DD の過程の中でステークホルダーとの協議 (consultation of stakeholders) を行うことを求めています。

オムニバス 1-2 は、この義務に一定の限定を設けることを提案しています。まず、ステークホルダーの範囲につき、オムニバス 1-2 は、企業は「関連する」ステークホルダー (“relevant stakeholders”) とのみ協議を行う義務があることを明示することを提案しています(オムニバス 1-2 第 4 条 7 項(a))。また、この協議義務は、CSDDD では、ビジネス上の関係の停止・終了を判断する場面や、企業が下記のモニタリングに用いる指標を検討する場面でも適用されると定められていましたが、これらの場面については、かかる協議義務の適用対象から削除することが提案されています(オムニバス 1-2 第 4 条 7 項(b))。これらの変更により企業がありとあらゆるステークホルダーのグループと協議する必要はなく、実施中の DD の特定の段階に関連するステークホルダーとの協議に限定することが認められることが示されています(オムニバス 1-2 解説)。

(3)モニタリング義務の変更

CSDDD においては、企業は原則として少なくとも 1 年ごとに定期的に DD 手段の適切性と有効性を評価する必要があると定められています(CSDDD15 条)。

オムニバス 1-2 は、かかる評価の間隔を 1 年から 5 年に変更することを提案しています(オムニバス 1-2 第 4 条第 8 項)。これにより、適用対象企業だけでなく、そのビジネスパートナー(多くの場合、中小規模の企業)にとっても負担が大幅に軽減されることになることが示されています(オムニバス 1-2 解説)。他方で、オムニバス 1-2 は、リスクに対して講じた対策が不十分または効果がないものと信じるに足る合理的な根拠がある場合には、DD 手段の適切性と有効性の評価を必要とすることを提案しており、臨時での評価が必要な場合を拡充しています(オムニバス 1-2 第 4 条 8 項)。

5. 違反時の制裁・責任

CSDDD においては、違反時の制裁として、罰金の上限を全世界の年間純売上高の 5%以上とする罰則(27 条)および民事責任(29 条)が定められています。

オムニバス 1-2 は、罰金の上限を全世界の年間純売上高の 5%以上とする旨の規定を削除のうえ、欧州委員会が、EU 加盟国と協働して、罰金に関するガイドラインを策定することを提案していま

す(オムニバス 1-2 第 4 条 11 項)。また、加盟国は、CSDDD に従って制定する国内法において、監督当局が、CSDDD の 27 条 1 項および 2 項に定める罰則に関する原則(罰則は効果的・比例的・抑止力であるべき等の原則)及び考慮要素に従って、罰金を課すことを妨げる罰金の上限を定めてはならないことも提案されています(オムニバス 1-2 第 4 条 11 項)。その背景としては、CSDDD における罰金の上限を全世界の年間純売上高の 5%以上とする規定は、罰金の最低額と誤解されるなど混乱を招いていたことから、オムニバス 1-2 は、競争法やデータ保護などの他の分野で用いられている方法である、罰金ガイドラインを策定する方法を採用するとともに、上記の罰金の上限の定めを制限を設けるとされています(オムニバス 1-2 解説)。

また、CSDDD は、EU 加盟国に対し、①故意又は過失によって CSDDD の 10 条または 11 条に規定する義務を履行せず、かつ、②その結果として、国内法の下で保護される法的利益(legal interest)に損害を生じさせた場合に、企業に民事責任を負わせることを統一的に求めていましたが(CSDDD 第 29 条第 1 項)、オムニバス 1-2 は、CSDDD の同規定に関連する潜在的な訴訟リスクを限定する観点から、この規定を削除することを提案しています(オムニバス 1-2 第 4 条 12 項(a)、前文 28 項)。この規定の削除により EU 内における調和は減少するものの、CSDDD 適用対象企業にとって馴染みのある、既存の各国の民事責任制度を尊重することが確保され、民事責任に関する法的確実性を高めることが確保されると言及されています(オムニバス 1-2 解説)。

Ⅲ.おわりに

オムニバス法案は、CSDDD を簡素化するもので、実務に大きな影響をあたえる可能性があります。同法案は、今後、欧州議会および欧州理事会における議論を経ることになりますが、そもそも採択されるか、また、採択される場合、修正が加えられるかといった点含め、今後の動向を注視する必要があります。

なお、オムニバス法案のうち、CSDDD の適用開始時期の延期(及び CSRD の適用開始時期の延期)に関する部分については、3 月 26 日に欧州理事会の常駐代表委員会が同意しており、4 月 3 日には欧州議会においても適用開始時期の延期を承認する決議がなされています。